

●いきいき百歳体操サポーター養成講座＜参加者募集＞

●いきいき百歳体操サポーターとは？

地域で行っている、いきいき百歳体操のサポーターとして活躍して下さる方を募集します。介護予防やいきいき百歳体操のポイントを学び、講座修了後は体操を行っているグループのサポートをしていただきます。

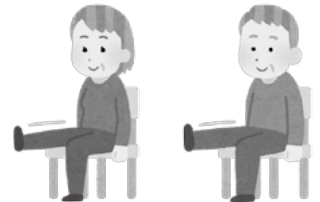
- 【対象者】市内在住の方 ※年齢は問いません
- 【日時】8月17日、24日、31日、9月7日
(全4回、すべて水曜日) 14:00～15:30
- 【場所】羽曳野市役所 A 棟
(8月17日、24日、31日) 西会議室
(9月7日) 中東会議室
- 【持ち物】タオル・飲み物(お茶か水)・筆記用具
- 【定員】20人程度 ※応募多数の場合は抽選
- 【締切】7月15日(金)

いきいき百歳体操を始めるには??

- 体操できる場所を準備してください。
- ※イス、DVD (CD) の再生機器が必要です。
- ※体操で使用する、おもりとDVD (CD) は貸し出しします。(週1～2回、体操を継続する場合のみ)
- 初回～4回目までは市の保健師が技術支援を行います。その後は、みなさんで体操を継続していただきます。



いきいき百歳体操は、民家や民家のガレージなどでも行うことができます。関心のある方はお問い合わせください。



●一人ひとりに適切な介護サービスの提供を ～介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）～

第2回(5月号)では、羽曳野市の要介護認定者数とサービス給付費の増加についてお話ししました。今回は、総合事業の概要について、お伝えします。

<第3回> ～総合事業の概要について～

総合事業では、高齢者がいつまでも元気で自立した生活を営むために、一人ひとりの状態に合わせた事業やサービスを利用できます。

・・・たとえば・・・

●要支援1・2の方の訪問介護と通所介護は「介護予防・生活支援サービス事業」に移行、市町村ごとの独自の事業となります。

●「介護予防・生活支援サービス事業」で実施されるサービスには、これまで予防給付として行われてきた訪問介護・通所介護のほか、現行のサービス基準を一部緩和したもの、など市町村の実状にあわせた幅広いサービスが提供されます。

市では、今年10月から事業を開始しますが、現行相当のサービスと基準を緩和したサービスからまず実施し、今後NPO法人や住民ボランティアなどによるサービスも充実させていく予定です。

また、要支援・要介護状態の有無にかかわらず、すべての高齢者を対象に行われる一般介護予防事業も、今までどおり行います。



予防給付

介護予防・生活支援サービス事業

訪問介護



既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護

掃除・洗濯等の生活支援サービス
(基準を緩和したサービス)

通所介護



既存の通所介護事業所による機能訓練などの通所介護

ミニデイサービスなど
(基準を緩和したサービス)

リハビリ、栄養、口腔ケアなどの専門職等が関与する教室

一般介護予防事業

- ・いきいき百歳体操
- ・LICウェルネスゾーン
- ・街かどデイハウス など

～次回「サービス利用の流れ」～